

青森県アスベスト問題対策本部 第5回会議の議事概要

日 時 平成18年6月2日

場 所 第三応接室

出席者 本部長（副知事）、副本部長（出納長）、その他本部員

議事の概要

（1）アスベスト対策の進捗状況について

<資料説明：環境生活部長>

アスベスト対策の進捗状況について、ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

昨年12月に策定したアクションプログラムについて、その後の進捗状況に応じた改訂をしております。

構成メンバーの変更もありましたので、アクションプログラム目的等について、簡単に説明いたします。

3ページをご覧ください。

アクションプログラムの目的については、県がアスベスト問題に関する対策を総合的に推進していくための具体的な事業や取組を明らかにしたうえで、全庁が一体となって本プログラムを推進し、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保しようとするものです。

対策区分は、第1には「アスベストに対する県民不安等への対応」、第2には「アスベストの飛散防止等への対応」とし、その方向性として、「相談体制等の整備」、「健康対策」、「建築物対策」、「環境対策」、「廃棄物対策」、「公的施設対策」の6本を掲げております。

このアクションプログラムはホームページ等で情報提供することにより、県民が本県のアスベスト対策の最新の状況を知ることができるものいたします。そのためプログラムの内容は、適宜更新を行うことにより、最新の情報を提供していくこととしております。

また、対策本部は、各事業等の進捗状況を把握しながら、総合的な対策の推進のために、必要な検討・協議を行っていくこととしております。

4ページ以降には、各課から提出していただいた、アスベスト対策に直接・間接的に関わる各種の事業や取組を盛り込んでおり、改正部分は朱書きにしておりますので、後ほどご覧ください。

次に、資料2をご覧ください。

「石綿健康被害救済制度について」ですが、本制度は、本年3月、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されたことにより、スタートした制度で、アスベストによる健康被害を受けられた方や、そのご遺族で労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行うというものです。

対象疾病は、アスベストによる中皮腫及び肺がんであり、救済給付の種類は記載のとおりですが、この申請の窓口は、認定機関である環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、そして本県においては、県内の各保健所が制度の開始とともに受付対応を行っているところです。

次に、資料3をご覧ください。

今年度実施する「アスベスト飛散防止対策事業について」です。

この事業の目的は、アスベストに係る監視を強化することにより、アスベストに対する県民不安の解消と安全・安心の確保に努めるものです。

事業内容としては、「建築物の解体等に対する監視の強化」、「特定粉じん排出等作業周辺調査」、「一般環境調査」を実施することにより、飛散防止対策に努めるものです。

次に、資料4をご覧ください。「県有施設等における除去等の措置対策状況」についてです。

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果については、既に、去る2月1日に最終結果を公表したところですが、使用があった32施設の措置対策の進捗状況は、A区分、B区分の23施設については、18施設が既に措置を完了し、残る5施設も7月末までに全て完了する予定となっています。

また、C区分及びD区分の9施設については、基本的には、定期的に点検・記録するなどにより適切に管理されているところですが、対策を講じることとした5施設についても18年度中には全て措置が完了する予定です。

次に資料5をご覧ください。

アスベスト対策に係る予算状況の主なるものを取りまとめましたものです。

17年度は、補正予算において、県有施設における除去等の対策工事費や調査経費、アスベストに係る監視を強化するために、約2億7千1百万円を要しています。

以上、アスベスト対策の進捗状況についてです。

(2) その他

< 資料説明：環境生活部長 >

その他についてご説明します。

資料6をご覧ください。

市町村等所有施設における吹付けアスベスト等使用実態調査結果(経過報告)についてです。昨年12月、市町村所有建物について、環境政策課が調査を実施し、とりまとめ公表いたしました。4月30日現在の状況をとりました。

その状況としては、市町村所有の6,559施設のうち、分析中のものは4施設、吹付けアスベスト等の使用施設は186施設となっております。

吹付けアスベスト等の使用施設のうち、除去等の措置済みは71施設、

18年度中に措置予定のものは49施設、措置時期について検討中のものは66施設となっており、その内訳は表1及び表2のとおりとなっております。

その他については、以上のとおりです。

< 質疑応答・意見交換 >

本部長(副知事)：ただいま、資料1～6まで一括で説明いただきましたが、これらについてご質問、ご意見がありましたら発言ください。

本部長(副知事)：県土整備部の7月末の状況はどのようになっていますか。

県土整備部長：県土整備部関係は5ヶ所の県営住宅がいずれも7月末までに完了予定となっています。

本部長(副知事)：教育委員会の状況はどうですか。

教育長(教育次長)：三本木農業高校は5月末に完了、三沢商業高校については9月末となっていますが、早めて5月末に完了しています。総合社会教育センターは、年度内に完了予定です。

本部長(副知事)：農林水産部の状況はどうですか。

農林水産部長：農林水産部関係は、アクションプログラムの16頁ですが、5月末に作業を終了しています。

本部長(副知事)：環境生活部の状況はどうですか。

環境生活部長：環境生活部関係も5月末に終了しています。

副本部長(出納長)：市町村の未措置施設は66施設となっているが、見直しはするのか。

環境生活部長：いずれ私どもの方でフォローします。年度内にやれるものがあるかもしれません。市町村の財政上の問題もあるが、総務省の充当率が95パーセントの石綿対策事業債があります。

本部長(副知事)：青森市と八戸市が多いようであり、チェックしてってください。

県土整備部長：民間施設については、国の補助制度を活用できます。資料1の10頁に記載していますが、2071棟あり、未対応は123棟となっています。今後、市町村の対策等を指導していきます。国の補助制度は補正で付いたが、多数の人が利用する1000平方メートル以上の建物が補助対象となっています。民間に対しては昨年度は弘前市内で10件の実績となっています。

副知事(本部長)：以上の報告のとおり、県有施設における除去等の対策については着実に進展しているものと認識していますが、飛散防止対策や健康被害者に対する対応など、アスベスト問題について、今後とも確実に取り組んでいくことが必要であると考えます。市町村における対応について早期に対応するよう指導してください。

県民の不安を払拭し、安全・安心を確保するため、県としての対応を的確に進めるとともに、国の取組等の迅速な情報収集に十分留意し、引き続き、部局間の連携を密にし、全庁一体となって対策を推進するよう指示して、議事を終了します。